

無人航空機 航空局標準マニュアル【共通】 新旧対照表

(法令・省令改正：飛行計画、飛行日誌、事故等の場合の措置等について)

(赤字は改正部分)

改正案	現行
<p>※以下に示す内容以外に、全体を通して項番立てを行う。</p> <p>【共通】</p> <p>1. 無人航空機の点検・整備</p> <p>1-1 機体の点検・整備の方法</p> <p><u>「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」に基づき、日常点検の項目を以下のとおりとし、機体の点検・整備を実施する。</u></p> <p>(1) 飛行前の点検</p> <p>飛行前には、以下の点について機体の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (削除) ・ (削除) <p>(2) ~ (3) 略</p> <p>1-2 点検・整備記録の作成</p> <p>1-1 <u>(1) ~ (3)</u> に定める<u>飛行の前後及び</u>20時間の飛行毎に無人航空機の点検・整備を行った際には、<u>「無人航空機の飛行日誌の取扱</u></p>	<p>※以下に示す内容以外に、全体を通して項番立てを行う。</p> <p>【共通】</p> <p>1. 無人航空機の点検・整備</p> <p>1-1 機体の点検・整備の方法</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 飛行前の点検</p> <p>飛行前には、以下の点について機体の点検を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>登録記号又は試験飛行届出番号及び「試験飛行中」について、機体に表示されているか</u> ・ <u>リモートID機能が正常に作動しているか (リモートID機能を有する機器を装備する場合)</u> <p><u>具体的な例：リモートID機能が作動していることを示すランプが点灯していることの確認</u></p> <p>(2) ~ (3) 略</p> <p>1-2 点検・整備記録の作成</p> <p>1-1 (3) に定める20時間の飛行毎に無人航空機の点検・整備を行った際には、<u>「無人航空機の点検・整備記録」(様式1)により、点検・</u></p>

要領」に従い、点検・整備記録を作成し管理する。

【共通】

2. 無人航空機を飛行させる者の訓練及び遵守事項

2-1～2-○ 略

2-○ 飛行記録の作成

無人航空機を飛行させた際には、「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」
に従い、飛行記録を作成し管理する。

2-○ 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

(1) 略

(2) 飛行前に、気象、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であること、飛行させる場所が緊急用務空域に指定されていない
ことを確認する。

(以降の項番で新設)

整備を実施した者がその実施記録を作成し、電子データ又は書面により管理する。

【共通】

2. 無人航空機を飛行させる者の訓練及び遵守事項

2-1～2-○ 略

2-○ 飛行記録の作成

無人航空機を飛行させた際には、「無人航空機の飛行記録」(様式2)
により、その飛行記録を作成し、電子的又は書面で記録を管理する。

2-○ 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

(1) 略

(2) 飛行前に、気象、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認する。

また、他の無人航空機の飛行予定の情報(飛行日時、飛行経路、飛行高度)を飛行情報共有システム(<https://www.fiss.mlit.go.jp/>)で確認するとともに、当該システムに飛行予定の情報を入力する。ただし、飛行情報共有システムが停電等で利用できない場合は、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課に無人航空機の飛行予定の情報を報告するとともに、自らの飛行予定の情報が当該システムに表示されないことを鑑み、特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努める。

(○) 「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成する。

(○) 「無人航空機の飛行計画の通報要領」に従い、あらかじめドローン情報基盤システム（飛行計画通報機能）を用いて飛行計画を通報する。また、飛行経路に係る他の無人航空機の飛行計画の情報について当該システムを用いて確認する。

(○) 「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」に従い、飛行の都度、飛行の実績を記録する。

(○) 「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に定める事態が発生した場合には、当該要領に基づき、許可等を受けた飛行に関してはこれを許可等した官署に対し、また、許可等を受けていない飛行に関しては飛行経路を管轄する官署に対し、ドローン情報基盤システム（事故等報告機能）を用いて速やかに報告する。

(○) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成する。

(新設)

(○) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録する。

・飛行年月日

・無人航空機を飛行させる者の氏名

・無人航空機の登録記号等

・飛行の概要（飛行目的及び内容）

・離陸場所及び離陸時刻

・着陸場所及び着陸時刻

・飛行時間

・無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項（ヒヤリ・ハット等）

(○) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている飛行空域を管轄する空港事務所に電話で連絡を行う。

・無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号

・無人航空機を飛行させた者の氏名

(○) 負傷者の救護が必要な事態が発生した場合は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に示す救護措置を行う。

【共通】（インフラ・プラント点検用マニュアルを除く）

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

(5) 飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。

なお、塀やフェンス等を設置することや、第三者の立入りを制限する旨の看板やコーン等を飛行範囲や周辺環境に応じて設置することにより立入管理区画を明示し、第三者の立入りを確実に制限することができる場合は、これを補助者の配置に代えることができる。

【標準マニュアル02】

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

(9) 第三者の往来が多い場所や学校、病院、神社仏閣、観光施設などの不特定多数の人が集まる場所の上空やその付近は飛行させない。

ただし、当該施設から飛行の依頼があった場合は、休校日、休診日、早朝など第三者が往来する可能性が低い時間帯とし、飛行経路を当該施設

・事故等の発生した日時及び場所

・無人航空機の登録記号等

・無人航空機の事故等の概要

・その他参考となる事項

(新設)

【共通】（インフラ・プラント点検用マニュアルを除く）

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

・飛行させる際には、安全を確保するために必要な人数の補助者を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。

【標準マニュアル02】

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

・第三者の往来が多い場所や学校、病院等の不特定多数の人が集まる場所の上空やその付近は飛行させない。

内に限定した上で、一定の広さのある場所を飛行させるものとする。また、経路下における第三者の立ち入りについて制限を行い、第三者の立ち入り等が生じた場合は、速やかに飛行を中止するほか、突風などを考慮して当該場所の付近（近隣）の第三者や物件への影響を予め現地で確認・評価し、補助者の増員等を行う。

- (11) 高圧線、変電所、電波塔、無線施設などの施設上空及び付近では飛行させない。

ただし、高圧線、変電所、電波塔、無線施設などの施設点検等の業務として飛行が必要な場合は、飛行範囲を限定し、不必要な飛行をさせないようにする。さらに、一定の広さのある場所を飛行させるとともに、経路下における第三者の立ち入りについて制限を行い、第三者の立ち入り等が生じた場合は、速やかに飛行を中止する。また、突風、電波障害など不測の事態を考慮して当該場所の付近（近隣）の第三者や物件への影響を予め現地で確認・評価し、補助者の増員等を行う。

- (13) 人又は物件との距離が30m以上確保できる離発着場所を可能な限り選定するとともに、周辺の第三者の立ち入りを制限できる範囲で飛行経路を選定する。

- (16) 人又は家屋が密集している地域の上空では目視外飛行は行わない。

ただし、業務上、やむを得ず飛行が必要な場合は、常時操縦者と連絡を取り合うことができる補助者の配置を必須とし、飛行範囲を限定して不必要な飛行をさせないようにする。さらに、一定の広さのある場所を飛行させるとともに、経路下における第三者の立ち入りについて制限を行い、第三者の立ち入り等が生じた場合は、速やかに飛行を中止する。また、突風などを考慮して当該場所の付近（近隣）の第三者や物件への影響を予め現地で確認・評価し、補助者の増員等を行う。

- ・高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の施設付近では飛行させない。

- ・人又は物件との距離が30m以上確保できる離発着場所及び周辺の第三者の立ち入りを制限できる範囲で飛行経路を選定する。

- ・人又は家屋が密集している地域の上空では目視外飛行は行わない。

【空中散布マニュアル】

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

- (9) 第三者の往来が多い場所や学校、病院、神社仏閣、観光施設などの不特定多数の人が集まる場所の上空やその付近は飛行させない。
- (13) 人又は物件との距離が30m以上確保できる離発着場所を可能な限り選定するとともに、周辺の第三者の立ち入りを制限できる範囲で飛行経路及び散布範囲を選定する。
- (16) 人又は家屋が密集している地域の上空では目視外飛行は行わない。
ただし、業務上、やむを得ず飛行が必要な場合は、常時操縦者と連絡を取り合うことができる補助者の配置を必須とし、飛行範囲を限定して不必要な飛行をさせないようにする。さらに、一定の広さのある場所を飛行させるとともに、経路下における第三者の立ち入りについて制限を行い、第三者の立ち入り等が生じた場合は、速やかに飛行を中止する。また、突風などを考慮して当該場所の付近（近隣）の第三者や物件への影響を予め現地で確認・評価し、補助者の増員等を行う。

【インフラ点検用マニュアル】

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

- (9) 第三者の往来が多い場所や学校、病院、神社仏閣、観光施設などの不特定多数の人が集まる場所の上空やその付近を飛行させる場合は、第三者の立ち入り制限を行ったうえで飛行させるとともに、突風等の不測の事態を考慮して当該場所の付近（近隣）の第三者や物件への影響を予め現地で確認・評価し、補助者の増員等を行う。

【空中散布マニュアル】

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

- ・第三者の往来が多い場所や学校、病院等の不特定多数の人が集まる場所の上空やその付近は飛行させない。
- ・人又は物件との距離が30m以上確保できる離発着場所及び周辺の第三者の立ち入りを制限できる範囲で飛行経路及び散布範囲を選定する。
- ・人又は家屋が密集している地域の上空では目視外飛行は行わない。

【インフラ点検用マニュアル】

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制

- ・第三者の往来が多い場所や学校、病院等の不特定多数の人が集まる場所の上空やその付近を飛行させる場合は、第三者の立ち入り制限を行ったうえで飛行させるとともに、突風等の不測の事態を考慮して当該場所の付近（近隣）の第三者や物件への影響を予め現地で確認・評価し、補助者の増員等を行う。

【共通】（空中散布マニュアル、研究開発マニュアルを除く）

3. 安全を確保するために必要な体制

3-0 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行又は地上又は水上の人又は 物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う際の体制

(1) 飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近又は進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。3-1(5)に示す飛行範囲への第三者の立入管理措置を行う場合には、補助者の配置に代えることができる。

3-0 夜間飛行を行う際の体制

(4) 補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。3-1(5)に示す飛行範囲への第三者の立入管理措置を行う場合には、補助者の配置に代えることができる。

3-0 目視外飛行を行う際の体制

(3) 補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。3-1(5)に示す飛行範囲への第三者の立入管理措置を行う場合には、補助者の配置に代えることができる。

3-0 危険物の輸送を行う際又は物件投下を行う際の体制

(1) 3-1に基づき補助者を適切に配置し飛行させる。3-1(5)に示す飛行範囲への第三者の立入管理措置を行う場合には、補助者の配置に代えることができる。

【共通】（空中散布マニュアル、研究開発マニュアルを除く）

3. 安全を確保するために必要な体制

3-0 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行又は地上又は水上の人又は 物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う際の体制

・飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近又は進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。

3-0 夜間飛行を行う際の体制

・補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。

3-0 目視外飛行を行う際の体制

・補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。

3-0 危険物の輸送を行う際又は物件投下を行う際の体制

・3-1に基づき補助者を適切に配置し飛行させる。

【研究開発マニュアル】

3. 安全を確保するために必要な体制

3-3 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行又は地上又は水上の人又は 物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う際の体制

(1) 飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近又は進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。3-1(5)に示す飛行範囲への第三者の立入管理措置を行う場合には、補助者の配置に代えることができる。

3-4 夜間飛行を行う際の体制

(4) 補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。3-1(5)に示す飛行範囲への第三者の立入管理措置を行う場合には、補助者の配置に代えることができる。

3-7 物件投下を行う際の体制

(1) 3-1に基づき補助者を適切に配置し飛行させる。3-1(5)に示す飛行範囲への第三者の立入管理措置を行う場合には、補助者の配置に代えることができる。

【共通】

(様式1) 削除

(様式2) 削除

【研究開発マニュアル】

3. 安全を確保するために必要な体制

3-3 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行又は地上又は水上の人又は 物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う際の体制

・飛行させる無人航空機について、プロペラガードを装備して飛行させる。装備できない場合は、第三者が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近又は進入した場合は操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をとる。

3-4 夜間飛行を行う際の体制

・補助者についても、飛行させている無人航空機の特徴を十分理解させておくこと。

3-7 物件投下を行う際の体制

・3-1に基づき補助者を適切に配置し飛行させる。

【共通】

(様式1) 無人航空機の点検・整備記録

(様式2) 無人航空機の飛行記録